

未公開 判決事例紹介

米国スピンオフに係る証券会社の源泉税額を巡る事件

東京地裁、適法な徴収であったとは認められず



今号4頁で紹介した源泉所得税等の誤徴収による不当利得返還請求等事件の判決について、一部仮名処理した上で紹介する。

○米国法人AT&Tが行ったスピンオフをめぐり、スピンオフにより原告が取得した新株（WBD株式）の全額をみなし配当の対象として1万5,923円を源泉徴収していた証券会社に対して、新株を取得した原告が源泉所得税等の一部返還を請求していた事件（令和6年（ワ）第21118号・確定済み）。東京地裁は、新株の評価額全部がみなし配当額になるとすることは法的根拠を欠くなどと指摘したうえで、原告の自認する部分（565円）を超える1万5,358円の支払いを証券会社に対して命じた。

主 文

- 1 被告は、原告に対し、1万5358円及びこれに対する令和7年5月20日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその他の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを5分し、その4を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、1万5358円及びこれに対する令和4年5月31日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、5万円及びこれに対する令和6年7月2日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

原告が、証券会社である被告に証券総合口座及び外国証券取引口座を開設して、外国法人の株式を保有していたところ、当該外国法人が分割型分割をし、原告に新株を割り当てたことから、被告は、原告に所得税法25条1項2号のいわゆるみなし配当があったものとして、所得税の源泉徴収及び道府県民税配当割の特別徴収（以下、上記所得税及び道府県民税配当割を併せて「所得税等」といい、それらの源泉徴収及び特別徴収を併せて「源泉徴収等」という。）として、上記証券総合口座から合計1万5923円を徴収した。

請求の趣旨第1項は、原告が、上記のうち1万5358円の源泉徴収等は誤徴収であると主張し